

## 仕様書

### 1 件名

愛知・名古屋 2026 大会開催に伴う無線業務概略計画作成業務

### 2 目的

第 20 回アジア競技大会(2026/愛知・名古屋) 及び愛知・名古屋 2026 アジアパラ競技大会 (以下、「本大会」という。) は、2026 年に開催される予定である。

本大会及び本大会前のテストイベントでは、各会場やメインメディアセンター、その他の関係施設において、大会運営、競技における計時計測、放送映像制作等に非常に多くの無線周波数が利用される。また海外からも、各国の選手団、放送・報道関係者等によって多くの無線機器が持ち込まれることが想定される。これらの無線機器を滞りなく利用するためには、大会で使用される無線機器同士のほか、わが国の既存の無線局の機器との間で有害な混信が生じないように、2023 年度から無線周波数調整等に向けて具体的な準備を進める必要がある。

本業務は、周波数需要調査及び周波数利用状況調査、その結果を基にした周波数割当検討、業務項目の抽出及び各項目の概算事業費・必要人員の検討を行い、2023 年度から 2026 年度までの大会開催に向けた 4 ヶ年における公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会の無線業務について、概算事業費及び人員を含めた無線業務概略計画を策定することを目的とする。

### 3 当事者

本契約において、「甲」とは公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会を、「乙」とは受託者を指すものとする。

### 4 契約期間

契約締結日から 2024 年 12 月 27 日 (金) まで

### 5 業務内容

#### (1) 周波数需要及び周波数利用状況調査

##### ア 周波数需要調査

乙は、本大会及びテストイベントにおいて想定される無線周波数需要について、組織委員会職員、各競技連盟職員、放送事業者等の大会関係者へのヒアリング調査を行い、結果をとりまとめる。ヒアリング調査にあたっては、本大会の過去大会及び類似大会 (以下、「過去大会等」という。) における無線機器・周波数の利用実績の予備調査を行い、調査結果と甲が事前に提供する情報を基に以下

の(ア)～(ウ)の事項を踏まえて実施すること。ただし、乙が過去大会等について十分な経験や知見を有する場合には、甲と協議の上で予備調査に代えて乙の有する経験・知見を基にヒアリング調査を実施できるものとする。

(ア) 調査対象者の選定

乙は、大会時に想定される無線周波数需要を網羅的に把握できるよう、ヒアリング調査の適切な国内外の対象者・日程・方法を甲と協議の上で決定する。

(イ) 調査項目の決定及び調査シートの作成

乙は、ヒアリング調査が効果的・効率的に実施されるよう、以下の事項を踏まえて対象者別に適切なヒアリング項目を決定し、対象者ごとに国際総合競技大会運営及び無線周波数に関して有する情報量が異なることに留意して、調査に使用する調査シートの様式を日本語及び英語で作成する。ただし5(1)ア(ア)で決定されたヒアリング方法が電子的なものによる場合、電子フォーム等を調査シートとすることも可能とする。

- ・利用者
- ・競技種別
- ・利用会場
- ・利用用途
- ・利用機器種別
- ・利用台数
- ・周波数及び帯域幅
- ・チャンネル数
- ・無線局免許の要不要
- ・その他受託者において必要と見込む項目

(ウ) ヒアリング調査の実施と調査結果分析

乙は、5(1)ア(ア)及び5(1)ア(イ)を基にヒアリング調査を実施し、調査結果をとりまとめる。調査は原則乙が実施するものとするが、5(1)ア(ア)で決定されたヒアリング方法が対面またはオンラインの面接形式によるもので、甲の同席が望ましいと考えられる場合には甲乙協議の上、甲が同席するものとする。

イ 周波数利用状況調査

乙は、本大会の競技会場及び非競技会場として使用される予定の施設について、周辺の周波数利用状況の調査を行い、特徴的な会場に関するコメントや大会当年の周波数運用にあたっての留意事項等も含めて調査結果を取りまとめて2024年12月13日(金)までに甲に提出する。調査実施予定施設は以下のとおり

想定しているが、甲乙協議の上、契約金額の範囲内で調査対象施設の変更・追加を行うことができるものとする。

調査対象施設	想定使用用途	住所
名古屋市瑞穂公園 陸上競技場	メイン競技会場	愛知県名古屋市瑞穂区
長良川競技場	サッカー競技会場	岐阜県岐阜市
小牧市スポーツ公園 総合体育館	バレーボール競技会場	愛知県小牧市
矢作川カヌー スラロームコース	スラローム競技会場	愛知県豊田市
愛知県総合射撃場	射撃競技会場	愛知県豊田市
愛知県国際展示場 (Aichi Sky Expo)	フェンシング競技会場	愛知県常滑市
海陽ヨットハーバー	セーリング競技会場	愛知県蒲郡市
新城市内発着コース	ロードレース競技会場	愛知県新城市
田原市赤羽根町大石海岸	サーフィン競技会場	愛知県田原市
名古屋市国際展示場 (ポートメッセなごや)	メインメディア センター	愛知県名古屋市港区

## (2) 周波数割当検討

### ア 希望周波数の割当の是非に関する検討

乙は、5(1)アで取りまとめた、本大会及びテストイベントの想定無線周波数需要について、総務省により事前に公表されている情報及び5(1)イの調査結果(最終的な取りまとめ前の途中データも含む。)を基に、利用用途別に割当可能な周波数と割当不可能な周波数を整理する。

### イ 割当不可能周波数に対する解決策に関する検討

乙は、5(2)アで割当が不可能であると判断された周波数帯について、代替周波数の割当や周波数共用相手との交渉等の解決策を検討し、甲に提案する。

### ウ 周波数共用相手に関する検討

乙は、5(2)イで周波数共用相手との交渉を行うこととした周波数帯について、次年度以降交渉を行うべき周波数共用相手及び交渉内容を一覧にまとめる。

## (3) 無線業務概略計画作成

### ア 業務項目の抽出及び簡易業務実施スケジュール作成

乙は、5（1）の調査結果（最終的な取りまとめ前の途中データも含む。）を基に、本大会の無線関連業務実施において2023年度から2026年度までに発生する業務項目を抽出する。なお、以下に参考として想定業務項目の一例を示す。

（ア）無線業務全体運営

- ・業務計画策定
- ・大会当年までの要員確保及び教育
- ・運営連絡用無線機器の調達
- ・総務省・関係機関との調整とそれに必要なデータ収集
- ・デブリーフィング

（イ）周波数管理・運用

- ・ユーザーからの周波数申請の受付
- ・申請受付後の周波数調整・周波数管理

（ウ）無線機器の検査及び管理

- ・無線機器の検査・管理に関する手法検討(検査タグの貼付等)
- ・無線検査室・検査用機器の整備
- ・無線機器管理の運用

（エ）無線機器の持込規制及び電波監視

- ・電波監視の手法検討
- ・電波監視室・監視設備の整備

（オ）大会に関する付随業務

- ・テストイベント準備、運営
- ・会場不感地帯調査及びアンテナ増設工事
- ・周波数の管理や運営に必要なシステム開発

（カ）その他受託者において必要と見込む業務

また、抽出した各業務項目について必要期間及び始期・終期を検討した上で簡易業務実施スケジュールを作成し、2024年2月29日（木）までに甲に提出する。

イ 各業務項目における概算事業費の算出及び必要人員の検討

乙は、5（3）アで抽出した各業務項目について、概算事業費の算出及び必要人員の検討を行う。なお、概算事業費の算出にあたっては、以下の費目ごとに行うこと。

- ・人件費
- ・機器調達費（賃借料、輸送費等）
- ・システム導入費（委託料等）
- ・調査費（旅費交通費等）

- ・免許申請手数料、無線局検査手数料、電波利用料
- ・その他甲が必要と見込む項目

#### ウ 無線業務概略計画の作成

乙は、5（3）ア及び5（3）イを踏まえ、本大会の無線関連業務全体の概略計画を作成し、2024年5月31日(金)までに甲に提出する。その際、以下の項目が明らかとなるように作成すること。

- ・実施業務の項目
- ・各業務項目に要する期間と始期・終期
- ・各業務項目の相互関連性
- ・各項目に要する予算
- ・各項目に要する人員

また、5（1）イの調査の完了後、調査結果を踏まえて更新した更新版無線業務概略計画を周波数利用状況調査結果と併せて甲に提出すること。

#### （4）業務実施に付随したその他依頼事項

##### ア 必要な会議への同席及び運営支援

乙は、5（1）～5（3）の業務実施にあたって必要な甲乙間の打ち合わせ及び関係者との会議に同席し、各会議における事前資料の作成や協議内容取りまとめ、議事録作成等の必要な運営支援を行う。

同席を依頼する会議は以下のとおり想定しているが、甲乙協議の上、内容及び回数の変更を行うことができるものとする。

項目	実施形式	場所	回数
甲乙協議	オンライン	—	12
総務省本省との打ち合わせ	対面	東京都千代田区	2
総務省東海総合通信局との打ち合わせ	対面	愛知県名古屋	8
総務省近畿総合通信局との打ち合わせ	対面	大阪府大阪市	1
総務省関東総合通信局との打ち合わせ	対面	東京都千代田区	1
その他必要に応じて実施される協議	オンライン	—	—

##### イ 甲の実施する無線業務に対する支援・助言

乙は、本業務の契約期間中、無線業務に関して乙の有する過去大会等の経験・知見に基づき甲に適切な支援・助言を行うと共に、甲の求めに応じて、既存過去資料、本業務の中間成果物資料、乙が新たに作成する簡易資料等の必要資料の提供を行うこと。新たに作成を依頼する資料は以下のもの（いずれも A4 一枚程度の簡易的なもの）を想定するが、甲乙協議の上、依頼事項の変更を行うことがで



## 8 成果物

上記業務の実施の結果として、以下の成果物を指定された期日までに甲に納入し、甲の承認を受けること。

### (1) 成果物一覧

該当番号	成果物名	納入方式	提出期日
6 (1)	連絡体制図 業務計画書	・カラーA4版(図表等視認性確保のため必要と考えられる場合は部分的にA3版を使用すること)	契約締結日から 14日以内
5 (3) ア	簡易業務スケジュール		2024年2月29日
5 (3) ウ	無線業務概略計画		2024年5月31日
5 (1) ウ	周波数利用状況調査結果 更新版無線業務概略計画	各2部 ・電子データ各1部	2024年12月13日

### (2) 成果物納入先

公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会  
情報システム課情報システムグループ

## 9 その他留意事項

### (1) 業務実施にあたっての適切な要員体制構築について

乙は本業務の実施にあたり、大会スケジュール及びコスト削減に対する甲の方針や意向を十分に理解し、国際総合競技大会の無線関連業務における全体計画策定・運用の経験や専門的知見を有する者を適切に配置し、本業務にあたること。

### (2) 業務実施に付随した検討資料等の納入

乙は、業務実施及び協議に際して作成した検討資料、協議用資料、議事録等を、第三者の権利を侵害しない範囲内において、甲に納入すること。ただし、納入先は8(2)に記載のとおりとする。

### (3) 知的財産権等

ア 本契約に関して甲が開示した情報等及び契約履行過程で生じた納入成果物等に関する情報を本契約の目的以外に使用又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならないものとし、そのために必要な措置を講じること(公知の情報を除く)。ただし、当該情報等を本契約以外の目的に使用又は第三者に開示する必要がある場合は、事前に甲の承認を得ること。

- イ 本契約履行過程で生じた、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に定める権利を含むすべての著作権及びノウハウ（営業秘密）は甲に帰属し、甲が独占的に使用するものとする。なお、乙は甲に対し、一切の著作人格権を行使しないこととし、また、第三者をして行使させないものとする。
- ウ 納入成果物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合は、当該著作物の使用に必要な経費の負担及び使用承諾契約に係る一切の手続きを行うこと。この場合、乙は当該契約等の内容について事前に甲の承認を得ることとし、甲は既存著作物について当該許諾条件の範囲内で使用するものとする。
- エ 本業務の遂行に際し、第三者との間に著作権に係る権利侵害紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が、専ら甲の責めに帰す場合を除き、乙の責任、負担において一切を処理すること。この場合、甲は係る紛争の事実を知ったときは、乙に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を委ねる等の協力措置を講じるものとする。
- オ 乙は、本契約業務の実施に当たって、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。

以上